

～退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を配付します～

平成28年7月にお勤めの所属所を通じて、平成27年10月から平成28年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報を圧着ハガキで配付します。

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

「給付算定基礎額」は、付与額（標準報酬月額（※1）×付与率（※2））と、これに対する利息（基準利率（※3））を基に計算）を累積した額となります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度にあなたが積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報を年1回お知らせします。

（※1）標準報酬月額

標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、年金額を決定するとき、その算定の基とするための金額で、組合員の受ける報酬月額（基本給+諸手当）に基づき決められます。標準報酬月額は98,000円（第1級）から620,000円（第30級）と30等級に区分されており、一定の時期の報酬を基に毎年改定します。このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

「給付算定基礎額残高通知書」では、期末手当及び勤勉手当を受けた月は、期末手当額等を含んで表示されます。

（※2）付与率

付与額を算定するための率であり、組合員であった者とその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」といいます。）の定款で定められます。付与率は、上記の事情に適合しないことが明らかになったときには水準の見直しを行います。

平成27年10月からは1.5%に設定されています。

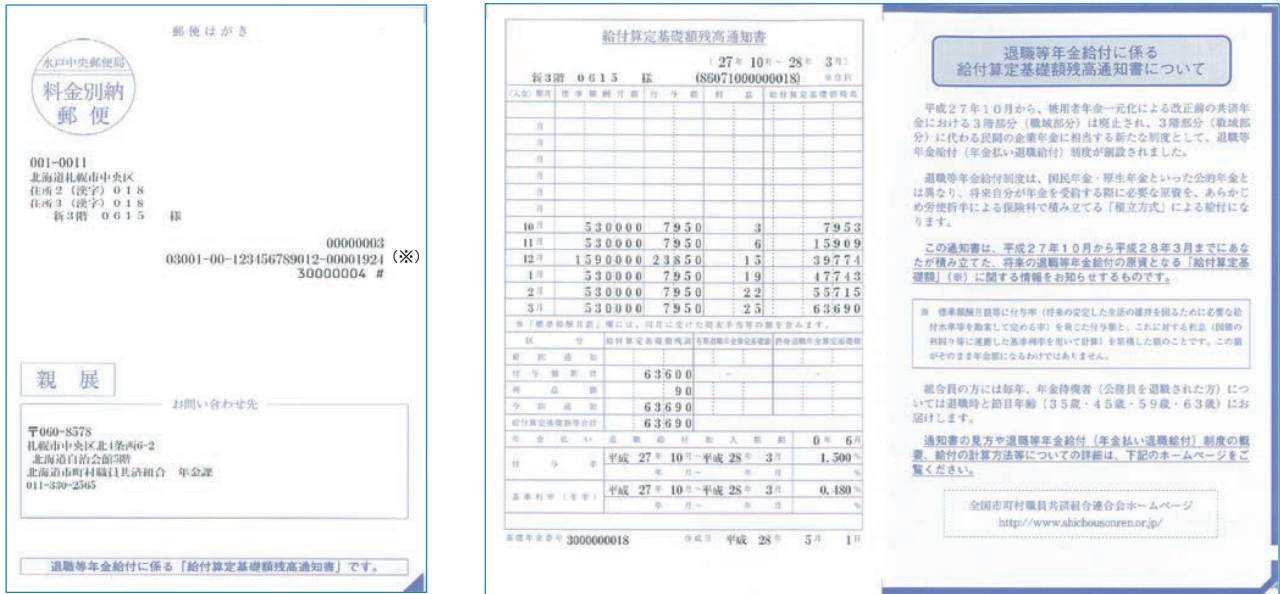
（※3）基準利率

付与額に対する利息を算定するための率であり、国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均と直近5年平均の低い方）を使用することとされ、地共連の定款で定められます。基準利率は、毎年10月に改定されます。

平成27年10月から平成28年9月30日までは、0.48%に設定されています。

1 通知書の見本

〈ハガキの展開イメージ〉



(※) 所属所コード-企業コード-部課所コード-証番号が表示されます。

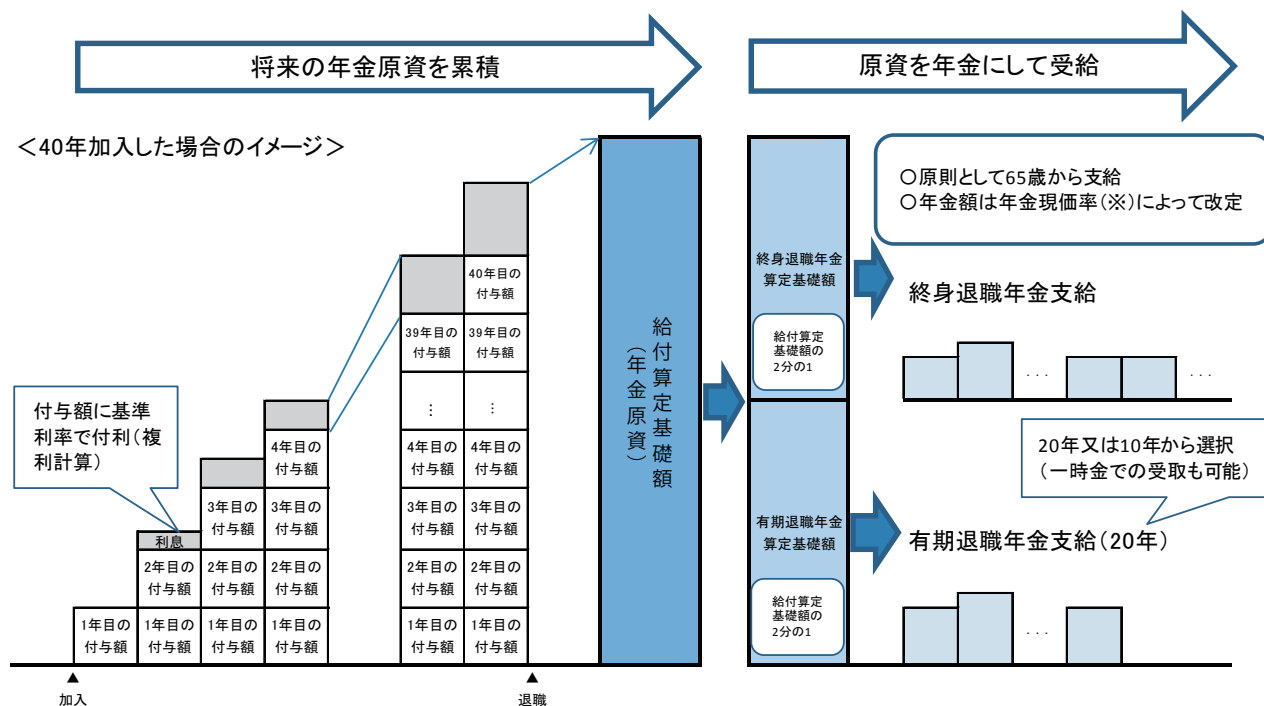
2 通知書の見方

(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
①	②	③	④	
月				
月				
月				
月				
月				
10月	530000	7950	3	7953
11月	530000	7950	6	15909
12月	1590000	23850	15	39774
1月	530000	7950	19	47743
2月	530000	7950	22	55715
3月	530000	7950	25	63690
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤ 前通知				
⑥ 付与額累計	63600	-	-	
⑦ 利息額	90			
⑧ 今回通知	63690			
給付算定基礎額等合計	63690			
年金払い退職給付加入期間	0年6月			
⑩ 付与率	平成27年10月～平成28年3月 1.500%			
⑪ 基準利率(年率)	平成27年10月～平成28年3月 0.480%			

【通知書に表示されている各項目の見方】

- ① 標準報酬月額
付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。
- ② 付与額
標準報酬月額に付与率を乗じた額です。
- ③ 利息
前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1ヶ月単位に換算した率)を乗じた額です。
- ④ 給付算定基礎額残高
付与額及び利息の合計額です。
- ⑤ 前回通知
今回は空欄です。
- ⑥ 付与額累計
各月の付与額を累計した額です。
- ⑦ 利息額
各月の利息を累計した額です。
- ⑧ 今回通知
前年度末における付与額と利息を累計した額です。
- ⑨ 年金払い退職給付加入期間
平成27年10月以降の組合員期間の年数です。
- ⑩ 付与率
付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。
- ⑪ 基準利率
利息を求めるための率です。

3 積立時と年金受給時のイメージ



(※)年金現価率

基準利率・死亡率の状況及びその見通し等を勘案して、一定の年金額が支給されるとした場合の年金額を計算するための率で、地共連の定款で定められます。毎年10月に見直しを行います。

4 相談について

お手元に届きました通知書の内容について、不明な点等がありましたら、長崎縣市町村職員共済組合までお問い合わせください。

お問い合わせの受付時間は、9:00～17:00(土・日・祝日を除く。)となっております。

なお、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページを御覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<http://www.shichousonren.or.jp/>